



# 三重県公報

平成28年10月21日（金）

第 2846 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
671	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
672	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
673	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	2
674	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 同 )	2
675	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
676	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	3
677	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	3
678	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	4
679	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	4
680	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	4
681	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 同 )	4
682	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
683	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	5
684	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	6
685	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	6
686	同件	( 同 )	6
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	7
	同件	( 同 )	7
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	7
	同件	( 同 )	8
	同件	( 同 )	8
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	( 同 )	9
	同件	( 同 )	9
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	( 農 地 調 整 課 )	10
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	10

## 告 示

## 三重県告示第 671 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
足立耳鼻咽喉科	四日市市羽津山町 7-8	平成 28 年 9 月 1 日
川崎薬局	亀山市能褒野町 79-21	平成 28 年 9 月 1 日
ウエルシア薬局松阪川井店	松阪市川井町上大坪 718	平成 28 年 9 月 1 日
訪問ナース・リハビリステーション あゆみの	名張市夏見 2859 番地 1	平成 28 年 10 月 1 日

## 三重県告示第 672 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
九鬼診療所	尾鷲市九鬼 1080-1	九鬼脳神経クリニック	平成 28 年 9 月 1 日
きらら調剤薬局	四日市市山分町 116-14	さくら薬局 四日市山分店	平成 28 年 9 月 1 日

## 三重県告示第 673 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
足立耳鼻咽喉科	四日市市羽津山町 7-8	平成 28 年 8 月 31 日
川崎薬局	亀山市能褒野町 79-21	平成 28 年 8 月 31 日
ハックドラッグパワーセンター松阪 薬局	松阪市川井町上大坪 718	平成 28 年 8 月 31 日
たんぼぼ薬局 松阪店	松阪市殿町 1540-20	平成 28 年 8 月 31 日

## 三重県告示第 674 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の種類
イワオ薬局 日 赤前 ミタス伊 勢店	伊勢市船江一丁目 10-21	株式会社イワオ 薬局	伊勢市御菌町高向 697 番地 2	平成 28 年 10 月 1 日	居宅療養管 理指導
イワオ薬局 浦 口店	伊勢市浦口二丁目 2-16	株式会社イワオ 薬局	伊勢市御菌町高向 697 番地 2	平成 28 年 10 月 1 日	居宅療養管 理指導

イワオ薬局 日赤前 ミタス伊勢店	伊勢市船江一丁目 10-21	株式会社イワオ薬局	伊勢市御薮町高向 697 番地 2	平成 28 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
イワオ薬局 浦口店	伊勢市浦口二丁目 2-16	株式会社イワオ薬局	伊勢市御薮町高向 697 番地 2	平成 28 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 675 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
株式会社だいち	株式会社だいち	訪問介護	所在地	熊野市木本町 696-57	熊野市有馬町 512-41	平成 21 年 6 月 1 日
株式会社だいち	株式会社だいち	介護予防訪問介護	所在地	熊野市木本町 696-57	熊野市有馬町 512-41	平成 21 年 6 月 1 日
訪問ケア・ユマニチュードな家	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家	訪問介護	申請者（開設者）の名称 事業所の名称	株式会社アクア イグニスアモード 訪問介護 A i	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家 訪問ケア・ユマニチュードな家	平成 28 年 1 月 1 日
訪問ケア・ユマニチュードな家	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家	介護予防訪問介護	申請者（開設者）の名称 事業所の名称	株式会社アクア イグニスアモード 訪問介護 A i	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家 訪問ケア・ユマニチュードな家	平成 28 年 1 月 1 日
訪問ケア・ユマニチュードな家	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家	訪問看護	申請者（開設者）の名称 事業所の名称	株式会社アクア イグニスアモード 訪問看護 A i（あい）	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家 訪問ケア・ユマニチュードな家	平成 28 年 1 月 1 日
訪問ケア・ユマニチュードな家	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家	介護予防訪問看護	申請者（開設者）の名称 事業所の名称	株式会社アクア イグニスアモード 訪問看護 A i（あい）	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家 訪問ケア・ユマニチュードな家	平成 28 年 1 月 1 日

三重県告示第 676 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ハックドラッグパワーセンター松阪薬局	松阪市川井町上大坪 718	株式会社 C F S コーポレーション	静岡県三島市広小路 13 番 4 号	居宅療養管理指導	平成 28 年 8 月 31 日
ハックドラッグパワーセンター松阪薬局	松阪市川井町上大坪 718	株式会社 C F S コーポレーション	静岡県三島市広小路 13 番 4 号	介護予防居宅療養管理指導	平成 28 年 8 月 31 日
リハビリデイサービスりんくる笹川	四日市市笹川五丁目 65 番地 9	エス・ホールディングス株式会社	愛知県弥富市中山町 縣廻 138 番地 1	地域密着型通所介護	平成 28 年 9 月 30 日
リハビリデイサービスりんくる笹川	四日市市笹川五丁目 65 番地 9	エス・ホールディングス株式会社	愛知県弥富市中山町 縣廻 138 番地 1	介護予防通所介護	平成 28 年 9 月 30 日

三重県告示第 677 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための

施術を担当する施術者を指定しました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
吉川 光洋	ひかり整骨院	志摩市志摩町布施田 1689-4	平成 28 年 10 月 3 日

### 三重県告示第 678 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
足立耳鼻咽喉科	四日市市羽津山町 7-8	平成 28 年 9 月 1 日
川崎薬局	亀山市能褒野町 79-21	平成 28 年 9 月 1 日
ウエルシア薬局松阪川井店	松阪市川井町上大坪 718	平成 28 年 9 月 1 日
訪問ナース・リハビリステーション あゆみの	名張市夏見 2859 番地 1	平成 28 年 10 月 1 日

### 三重県告示第 679 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
九鬼診療所	尾鷲市九鬼 1080-1	九鬼神経クリニック	平成 28 年 9 月 1 日
さらら調剤薬局	四日市市山分町 116-14	さくら薬局 四日市山分店	平成 28 年 9 月 1 日

### 三重県告示第 680 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
足立耳鼻咽喉科	四日市市羽津山町 7-8	平成 28 年 8 月 31 日
川崎薬局	亀山市能褒野町 79-21	平成 28 年 8 月 31 日
ハックドラッグパワーセンター松阪 薬局	松阪市川井町上大坪 718	平成 28 年 8 月 31 日
たんぼぼ薬局 松阪店	松阪市殿町 1540-20	平成 28 年 8 月 31 日

### 三重県告示第 681 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
イワオ薬局 日赤前 ミタス伊勢店	伊勢市船江一丁目 10-21	株式会社イワオ薬局	伊勢市御園町高向 697 番地 2	平成 28 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
イワオ薬局 浦口店	伊勢市浦口二丁目 2-16	株式会社イワオ薬局	伊勢市御園町高向 697 番地 2	平成 28 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
イワオ薬局 日赤前 ミタス伊勢店	伊勢市船江一丁目 10-21	株式会社イワオ薬局	伊勢市御園町高向 697 番地 2	平成 28 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
イワオ薬局 浦口店	伊勢市浦口二丁目 2-16	株式会社イワオ薬局	伊勢市御園町高向 697 番地 2	平成 28 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 682 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
株式会社だいち	株式会社だいち	訪問介護	所在地	熊野市木本町 696-57	熊野市有馬町 512-41	平成 21 年 6 月 1 日
株式会社だいち	株式会社だいち	介護予防訪問介護	所在地	熊野市木本町 696-57	熊野市有馬町 512-41	平成 21 年 6 月 1 日
訪問ケア・ユマニチュードな家	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家	訪問介護	申請者（開設者）の名称 事業所の名称	株式会社アクア イグニスアモード 訪問介護 A i	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家 訪問ケア・ユマニチュードな家	平成 28 年 1 月 1 日
訪問ケア・ユマニチュードな家	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家	介護予防訪問介護	申請者（開設者）の名称 事業所の名称	株式会社アクア イグニスアモード 訪問介護 A i	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家 訪問ケア・ユマニチュードな家	平成 28 年 1 月 1 日
訪問ケア・ユマニチュードな家	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家	訪問看護	申請者（開設者）の名称 事業所の名称	株式会社アクア イグニスアモード 訪問看護 A i（あい）	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家 訪問ケア・ユマニチュードな家	平成 28 年 1 月 1 日
訪問ケア・ユマニチュードな家	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家	介護予防訪問看護	申請者（開設者）の名称 事業所の名称	株式会社アクア イグニスアモード 訪問看護 A i（あい）	株式会社訪問ケア・ユマニチュードな家 訪問ケア・ユマニチュードな家	平成 28 年 1 月 1 日

三重県告示第 683 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃 止 年 月 日
-----------	-----	----------	--------------------	-------------	-----------

ハックドラッグパワーセンター松阪薬局	松阪市川井町上大坪718	株式会社CFSコーポレーション	静岡県三島市広小路13番4号	居宅療養管理指導	平成28年8月31日
ハックドラッグパワーセンター松阪薬局	松阪市川井町上大坪718	株式会社CFSコーポレーション	静岡県三島市広小路13番4号	介護予防居宅療養管理指導	平成28年8月31日
リハビリデイサービスりんくる笹川	四日市市笹川五丁目65番地9	エス・ホールディングス株式会社	愛知県弥富市中山町縣廻138番地1	地域密着型通所介護	平成28年9月30日
リハビリデイサービスりんくる笹川	四日市市笹川五丁目65番地9	エス・ホールディングス株式会社	愛知県弥富市中山町縣廻138番地1	介護予防通所介護	平成28年9月30日

### 三重県告示第684号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
吉川 光洋	ひかり整骨院	志摩市志摩町布施田1689-4	平成28年10月3日

### 三重県告示第685号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更）に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エディオン四日市日永店  
四日市市日永四丁目1887番3ほか10筆
- 2 四日市市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成28年10月21日から同年11月21日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第686号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の住所、大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更）に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エディオン桑名店  
桑名市大字東方字福島前771番地ほか13筆
- 2 桑名市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成28年10月21日から同年11月21日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年12月13日まで縦覧に供します。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 申請のあった年月日  
平成28年9月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 子ども食堂 55
- (2) 代表者の氏名  
山田 知美
- (3) 主たる事務所の所在地  
四日市市大矢知町 930 番地 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、日常的に栄養のバランスをとることが困難な家庭の子ども達や生活に不安を抱えるひとり親などに、食事や学習指導、お金に対する知識を提供し、子どもたちの豊かで充実した生活と地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年12月13日まで縦覧に供します。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 申請のあった年月日  
平成28年10月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 聖母の家学園福祉会
- (2) 代表者の氏名  
伊藤 春樹
- (3) 主たる事務所の所在地  
四日市市波木町 330 番地の 5
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者やその家族、または関係する個人や団体に対して、障害者福祉サービスに関する事業を行い、もって障害者が自立した生活を送ることができるように、また社会参加を促進する事業や支援をすることにより障害者支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公

告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年12月13日まで縦覧に供します。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成28年10月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 とんぼ池山荘
  - (2) 代表者の氏名  
稲垣 俊彦
  - (3) 主たる事務所の所在地  
名張市安部田砥口1094番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が、高齢になって、虚弱になったり、独居又は、夫婦のみ世帯で、日中さみしくしている方々に、住み慣れたわが街で、元気に長生きしていただき、かつ、一人の人間として尊重されるよう、在宅の介護に関する事業を行い、もって、住民参加の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年12月13日まで縦覧に供します。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成28年9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 さんぼ倶楽部
  - (2) 代表者の氏名  
浅利 忠紀
  - (3) 主たる事務所の所在地  
伊賀市生流里3118番地の1
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者（児）のみならず、病気等で介護・介助・支援の必要な人々及び事情により移動の困難な方に対して、日常生活支援や介護支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年12月13日まで縦覧に供します。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成28年10月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等



- (1) 名称  
特定非営利活動法人 ともだち
- (2) 代表者の氏名  
高石 千恵
- (3) 主たる事務所の所在地  
伊賀市下友田 2880 番地の 1
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や障害者（児）のみならず、病気等で介護・介助・支援の必要な人々及び事情により生活の困難な方に対して、日常生活支援や介護支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日  
平成 28 年 10 月 11 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 さくらさくら
  - (2) 代表者の氏名  
千賀 さわ子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鈴鹿市石薬師町 171 番地 7
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、介護保険を利用する高齢者や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を利用する障害者に対する生活支援及び地域住民に対する啓発に関する事業を行い、もって地域住民の社会福祉向上に寄与する事を目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 10 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日  
平成 28 年 10 月 11 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 Arts Planet Plan from IGA
  - (2) 代表者の氏名  
森田 耕太郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
伊賀市伊勢路字青山 1381 番地の 77
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民等に対して、美術、工芸など造形芸術の創作活動と鑑賞の機会などを提供し、造形芸術、文化に関する理解と普及の促進を図るとともに造形芸術を活かしたまちづくりへの提言を行い、さらに、その担い手の育成を図る事業を行うことにより、自然と人の営みが調和し、心豊かで潤いがある生活を実現し、芸術文化を通して人々がふれあい交流する、活力あふれる社会づくりに寄与することを目的とする。

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（広域連携型）紀北地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成28年10月24日から同年11月21日まで
- 3 縦覧の場所  
尾鷲市役所水産商工食のまち課（尾鷲市中央町10番43号）  
紀北町役場農林水産課（北牟婁郡紀北町東長島769番地1）

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成28年10月6日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

平成28年10月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業地域  
伊勢市黒瀬町、神久六丁目及び神田久志本町

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---